

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年7月4日(火) 第9512号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (334) (中部総合事務所県民福祉局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (335) (〃) 2
◇ 公 告	令和5年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療・保険課) 2
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) 4

告 示

鳥取県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	介護老人保健施設 ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	令和5年7月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	介護老人保健施設 ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	令和5年7月1日	介護予防訪問リハビリテーション

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和5年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和5年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 試験の日時
令和5年11月15日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 試験の場所
鳥取市内（詳細は令和5年10月31日（火）までに送付する受験票に記載する。）
- 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 試験科目
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 基礎化学
 - 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）
なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。
- 受験手続
 - 出願方法
書類又はとっとり電子申請サービスにより出願するものとする。

(2) 書類による出願

ア 提出する書類

(ア) 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するもの又は鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページから入手したものによること。）

(イ) 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

イ 書類の提出先

(ア) 県内在住者

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）

(イ) 県外居住者

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

ウ 書類の受付の期間及び時間

令和5年8月18日（金）から同月31日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和5年8月31日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) とっとり電子申請サービスによる出願

ア 申請方法

申請フォームより、必要事項を入力すること。

イ 申請の受付の期間及び時間

令和5年8月18日（金）午前0時から同月31日（木）午後11時59分まで。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とする。書類による出願の場合は、県庁本庁舎又は各総合事務所の納付窓口で納付し、その際発行されるレシートを申請書に貼り付けること。とっとり電子申請サービスによる出願の場合は、申請時にクレジットカード等の支払方法により納付すること。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和5年10月31日（火）までに、受験願書に記載されている住所へ鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

合格者の受験番号を、令和5年12月18日（月）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所（東福原庁舎）に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、以下の窓口で開示を請求することができる。

この場合においては、試験の得点の開示を受けようとする受験者本人が受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、窓口にてその旨を申し出ること。

ア 窓口

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課

鳥取県西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課

イ 開示期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

ウ 開示内容

科目別得点及び総合得点

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和5年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和5年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

1 試験日時

令和5年11月12日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）

3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（1）は択一式及び記述式、（2）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

（1）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

（2）行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治、経済、社会、情報通信、個人情報保護及び文章理解

4 試験案内及び受験願書の配布

（1）郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和5年8月18日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 令和5年7月24日（月）から同年8月18日（金）まで

イ 請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（2）窓口配布

ア 配布期間 令和5年7月24日（月）から同年8月25日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配 布 場 所		配 布 時 間
鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課 (令和5年7月に予定されている組織改正後は、鳥取県地域社会振興部県民参画協働課)	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町2	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市栲町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140-1	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階	午前9時から 午後5時まで

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 提出書類

受験願書一式

イ 提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 受付期間

令和5年7月24日(月)から同年8月25日(金)まで

なお、令和5年8月25日(金)の消印があるものまで受け付ける。

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 10,400円

(イ) 納付方法 試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

令和5年7月24日(月)午前9時から同年8月22日(火)午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること(受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。)

ウ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 10,400円

(イ) 納付方法

申込者本人名義のクレジットカード(VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス又はDinersに限る。)による決済又はコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。)での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

7 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例

措置を希望する者は受験申込みに先立って6の問合せ先に必ず相談すること。

8 合格者の発表

試験の合格者については、令和6年1月31日（水）午前9時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載する。